

生活安定化総合対策事業とは

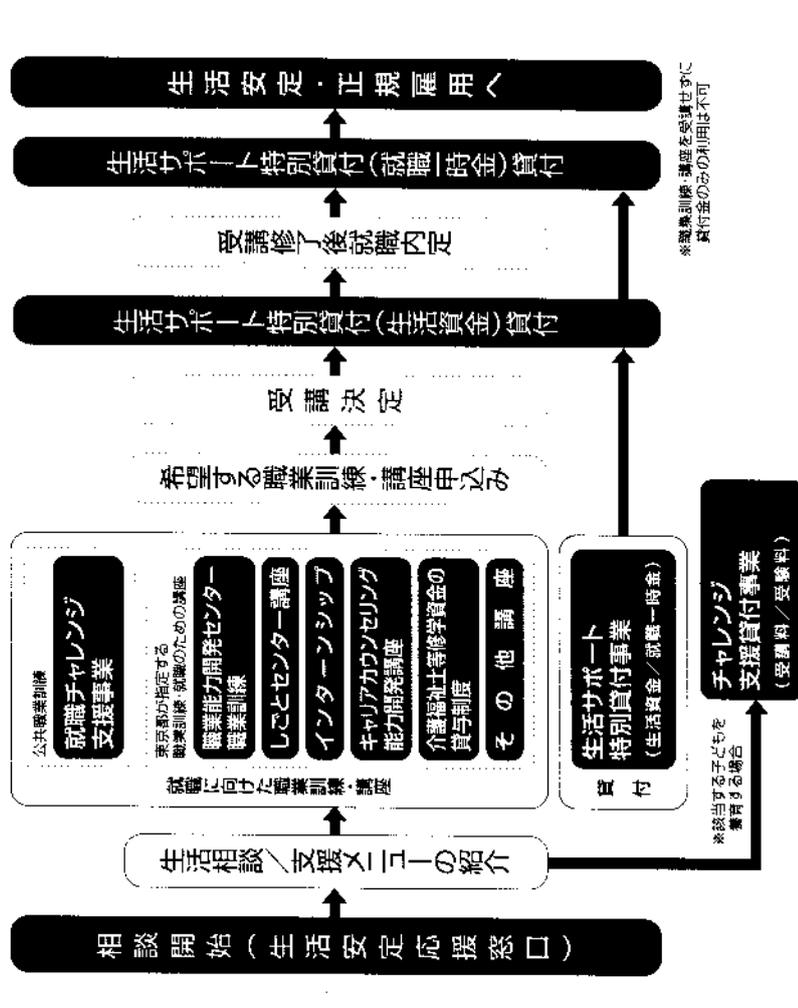
都は一定の所得以下の方の生活安定に向けた緊急総合対策として、区市町村に生活相談等を行う窓口を整備し、生活相談に応じるとともに、就職支援や一定の要件を満たした方には資金の貸付を実施します。

事業の対対象者

要件	条件
1	世帯の生計中心者であること
2	課税所得又は総収入金額が一定基準以下であること <small>扶養人数 1人 2人 3人 総収入(年額) 176万円以下 260万円以下 360万円以下 課税所得(年額) 136万円以下 200万円以下 260万円以下 賃貸物件に住んでいる方は、年額136万円(約10万円)を限度に、家賃支払額を本人収入から減額できる場合があります。</small>
3	預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
4	土地・建物を所有していないこと <small>(特に住んでいる場所の土地・建物は除く)</small>
5	都内に引き続き1年以上在住していること
6	生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

*それぞれ要件の年齢及び確認書類については、窓口までお問い合わせください。
 *申し込みの期日は、印刷が異なります。

支援の流れ



支援メニュー一覧

① この事業では、就職に向けた訓練や講座の紹介、必要に応じて貸付を行います
 就職に向けた訓練・講座

事業名	事業内容
① 就職チャレンジ支援事業	○都内4区所に設置の「就職チャレンジ支援相談室」で就職をサポート ○年間100コース以上の豊富な職業訓練を実施 ○職業訓練受講者に対する受講奨励金の支給(月額約15万円) ○採用企業に対する助成金制度(正社員として6ヶ月以上雇用、1人当たり60万円)
② 職業能力開発センターの職業訓練	○就職チャレンジ支援事業以外の一般の職業訓練
③ 東京しごとセンターのセミナー	○東京しごとセンターで実施する講座、セミナーのうち指定された講座
④ インターンシップ(介護保険施設実施)	○特別介護老人ホーム等において、就労を希望する方に、インターンシップの受け入れを実施
⑤ キャリアカウンセリング・能力開発講座(東京都福祉人材センター実施)	○介護福祉士、ヘルパー等の資格を持つ方々の再就職を支援 マンツーマン指導や「介護福祉士能力開発講座」等実施
⑥ 介護福祉士等修学資金の貸与制度	○指定する養成施設での修学資金を無利子で貸与する制度 <貸与金額>月額36,000円×修学月数 <償還免除>知事の指定する施設で一定期間業務に従事した場合
⑦ その他講座	○働く方の職業能力向上を目的として民間企業が実施する講座のうち、東京都が定める講座(通学講座・通信講座)

生活サポート特別貸付事業

貸付資金	貸付限度額	対象	要件
生活資金無利子貸付金	600,000円	訓練・講座ごとに貸付限度額が異なります(原則1ヶ月あたり10万円までを限度)	
就職一時金無利子貸付金	500,000円	上記の訓練・講座を修了し、就職内定後に転居資金・就職支度金・技能習得資金について申し込みます	

① 対象となるお子様がいる場合、学習塾の受講料や大学等受験料の貸付を行います

貸付資金	対象	貸付限度額	要件
学習塾等受講料貸付金	中学3年生 高校3年生	150,000円 200,000円	高校・大学等に入学した場合、一定の手続きをいただいた上で、返済が免除(償還免除)になります
大学等受験料貸付金	高校3年生	35,000円×3校	

Q&A

- Q. 就職チャレンジ支援事業は、自分の希望する訓練を受講できるのか?
 A. 6ヶ月の訓練は、筆記試験と面接があります。3ヶ月の訓練は、人数が多い場合は抽選になります。必ず、希望の訓練を受けることができるようになります。
- Q. 生活サポート貸付だけを利用することはできますか?
 A. 貸付だけを利用することはできません。上記①-⑦の就職に向けた訓練や講座を受講することが必要です。
- Q. 奨学金や大学受験料を借りるには、どんな書類が必要ですか?
 A. 受講料がわかる塾のパンフレットや大学の願書等、必要金額が確認できる書類が必要になります。また、後日支払いをしたことのある領収書等を提出していただきます。